

## NHK千葉放送局・ハートフラザギャラリー利用のご案内



NHK千葉放送局

## ■ 利用要領

- 営利を目的としない入場無料の作品展示等の利用に限ります。作品の販売はできません。
- 原則グループや団体の利用とします。
- NHKの公共性を損なうものは、利用の中止をお願いします。
- 利用期間は、原則1週間単位とし、1展示2週間以内とします。土・日曜日・祝日・年末年始は休館のため利用できません。
- NHKが主催する催し物、放送番組などの開催を優先します。利用期間中にNHK主催の催し物や放送番組の開催が生じた場合は、利用期間の変更をさせていただきます。  
〔例：2月16日(木)～2月23日(木) 設営：2月16日午前、撤収：2月23日夕方の利用期間で、2月18日(土)にFM番組の収録が決まった場合は、ご相談の上で2月20日(月)～2週間以内の展示に変更させていただきます。〕
- 利用を希望する場合は、「利用申込書」を提出してください。申込方法は本ご案内を参照してください。なお、「利用申込書」をご提出いただいた時点で、正式なお申し込みとなります。
- 「利用申込書」の提出にあたっては、利用要領など本案内の記載事項についてご承諾のうえ、署名・捺印をしていただきご提出ください。
- 利用時間は、月曜日～金曜日の午前9時30分～午後6時です(搬入・搬出時間を含み最終日は午後4時までとします)。展示等の時間は、搬入・搬出時間を考慮し上記の時間帯で決めてください。なお、搬入・搬出時間には1台限り駐車場の利用が可能ですが、利用される場合は事前に「利用申請書」の提出が必要です。
- 利用期間中に掲出する開催案内の看板などは利用者が用意してください。
- 展示品の搬入・搬出、展示パネルボード・机などのセッティングは、利用者で行ってください。また、作品等の展示に必要な備品(画びょう等)は各自でご用意ください。なお、展示パネルに釘・両面テープの使用は禁止しています。
- 千葉局から貸出する備品は、パネルボード、パネルボード展示用ワイヤー、小物展示用の机です。これ以外のものを使用する場合は、利用者でご用意ください。
- 貴重なもの、高価なものは展示できません。
- 利用していただくスペースには、放送用の設備やNHKの展示物がありますので破損することのないよう十分に注意してください。万が一、破損した場合は速やかに申し出てください。なお、破損の申し出がなくても、後日、破損が発覚した場合や利用者側の過失による破損の場合は、補修費の負担をお願いする場合があります。
- 利用期間中は、常時係員1名以上を場内に配置してください。
- 運営管理および設営・撤去・展示期間中における展示物などの事故・盗難等の管理責任は利用者でお願いします。NHKは展示物などの損傷・紛失・汚損等についての責任を一切負いません。
- 利用にあたっては、NHK関係者の指示に従ってください。従っていただけない場合は、利用をお断りする場合があります。
- ハートプラザギャラリーの利用料は無料です。
- 会場での飲食はできません。

## ■ 利用スペース等



※展示例です。

## ■ 展示パネルボード



※展示パネルのサイズ  
高さ 180cm × 幅 85cm (両面利用可能です)

## ■ その他

机 たて 60cm × 横 90cm × 高さ 70cm

## ■お申込み方法

- 「ハートプラザギャラリー利用申込書」に展示案内等の必要事項をご記入いただき、出展作品の写真など具体的な内容がわかるものを添えてお申込みください。
- 申し込みは、利用希望日の3ヶ月前にあたる月の1日から利用希望日の1ヶ月前まで受け付けます。利用日が重複した場合、係よりご連絡のうえ調整させていただきますが、調整できなかった場合は抽選とします。申込書は、郵送または直接NHK千葉放送局まで持参ください。申込書を受領した時点で受付完了です。

【申込例】11月20日利用希望の場合 → 8月1日受付開始

- 利用の可否については、展示スケジュールなどを確認のうえご連絡を差しあげます。展示内容やスケジュール等により、お申し込みいただいてもご利用いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

応募先

〒260-8610 千葉市中央区千葉港 5-1  
NHK千葉放送局「ハートプラザギャラリー受付係」

開館時間 午前9時30分～午後6時

問い合わせ 043-203-1001(代表) (平日午前9時30分～午後6時)

## ■ご利用の前に準備いただくもの

- ホームページ掲載用の写真(2～3枚と紹介文(150文字程度))

開催1ヶ月前頃より、NHK千葉放送局ホームページで、展示予定を案内します。

なお、ホームページに掲載する写真は、利用者をご用意ください。

※ご利用いただく写真については、利用者の責任で権利処理を行ってください。特に人物が撮影されている場合は、その方の了解を必ず得たうえでご提出ください。

※NHKの判断で、をご用意いただいた写真の変更をお願いする場合があります。また、をご用意いただいた写真のどれを掲載するかの判断はNHKで行います。

※利用申込書で詳細を確認していただき、同意のうえご提出ください。

## ■FM放送でのご案内

- NHK千葉放送局で制作しているFM番組で開催を紹介します。紹介にあたって、別途、原稿の提出をお願いします。なお、お願いした期日までにご提出いただけない場合は、放送のご案内ができませんので、ご了承ください。

- また、ご利用期間中にFM番組への出演をお願いすることがあります。出演が可能な場合は、別途、ご提出いただく利用申込書にご記入ください。なお、放送の事前準備として質問事項などにお答えいただきますので、ご協力ください。お願いした期日までに質問にお答えいただけない場合は、放送にご出演いただけないので、ご了承ください。

- 事件・事故などによって急な放送内容の変更等により、ご出演いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。

(別紙)

## NHK施設・設備の利用にあたっての注意事項

□はじめに

NHKは、放送法20条3項1号に基づき、NHKの本来業務に支障のない範囲内において、NHKの保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することができる場合があります。

みなさまからの申請に基づく許可については、その利用が公共放送としてのNHKの使命に照らし、適正であり、かつ品位が保たれているか、また、NHKの取引先として、信用のおける団体でNHKの性格を誤解される恐れのない団体であるかなどを総合的に判断して行います。

つきましては、以下の内容について御確認のうえ、同意された場合には、NHKが定める「放送局施設・設備利用申請書」に記名・押印のうえ利用の申請をしてください。

(記)

- 1 利用目的以外には使用しないこと。
- 2 利用にあたっては、NHKの指示事項を遵守し、施設・設備等に変更を加えないこと。
- 3 利用終了時に設備等を原状に復すること。
- 4 利用者の不注意によって設備等を破損した場合、その修復費用の全額を負担するとともにNHKに与えた損害の全てを賠償すること。
- 5 利用によって第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその解決にあたること。
- 6 緊急事態その他やむを得ない事由のために、NHKから設備等の利用中止依頼があった場合は、NHKの指示に従うこと。
- 7 NHKの責めに帰すことができない事由により利用できないとき、NHKは利用者が被った損害への責めには応じないことを承諾すること。
- 8 利用者の過失により利用者または第三者が被った事故・怪我について、NHKはその責めには、応じないことを承諾すること。
- 9 次の各号の一つに該当するとNHKが判断した場合は、NHKの施設・設備の利用をとりやめること。

- (1) 利用者(利用者の役員または従業員を含む。以下、本条において同じ)、出演者または参加者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます)、または、暴力団等に協力し、もしくは暴力団等を利用するなど暴力団等と密接な関わりを有するとき
- (2) 利用者、出演者または参加者が、自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える過剰な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行ったとき

※ 一旦、利用を許可した場合であっても、前項の各号に該当する事由が発生した場合は、何らの通知・催告なく、利用契約を解除することがあります。この場合、解除によって生じた一切の損害の賠償には応じません。

以上